

公的支援による地域活性化に向けた集落活動の効果

宮島 聡

(福島県農業試験場)

An effect of village campaign for area activation by public support

Satoshi MIYAJIMA

(Fukushima Prefecture Agricultural Experiment Station)

1 はじめに

福島県には 4,079 の農業集落があり、そのうち 2,176 集落が中山間地域に属している。これらの農業集落では、農業従事者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加により農業生産活動が停滞し、地域活力が失われていくとともに農業・農村のもつ多面的機能の低下も危惧されている。2000 年度から農業生産の維持を通じて多面的機能を確認するために中山間地域等直接支払制度（以下、制度とする）が始まった。この制度を活用して集落協定を締結した集落（以下、協定集落とする）の代表者から、協定締結に至る経緯、協定参加者の範囲、実施体制、活動内容、活動したことによる集落の内部変化などを調査することで公的支援による集落活動への効果を明らかにしたので報告する。

2 試験方法

福島県における協定集落の全体像を把握するために、「制度の実施状況等についてのデータシート（2001 年度、1,529 集落）」から活動実態を整理した。その後、農村振興課（現農山村整備グループ）の協力を得て協定集落の代表者に対し制度に関するアンケート調査（2002 年、配付数 509、回収数 389、回収率 77%）を実施した。さらに、協定締結に至るまでの経緯や集落内部の変化を把握するために聴取調査（2003, 04 年、50 集落）を実施した。調査項目の構成は、①協定の計画内容、②取組時期、③活動主体、④活動満足度合、⑤集落内部の変化等とした。

3 試験結果及び考察

2000 年農林業センサスから、福島県の中山間地域に属する農業集落は、都市的・平地地域のそれに比べ、農家率、耕作放棄農家率、農業就業人口高齢化率のいずれも高く、また水田転作の推進や農道・用水路の維持管理な

どの集落活動に対し集落住民全員がかかわる割合も高く、相互扶助を基本とした農業生産活動を行っているものと考えられる。このような農業集落で実施した制度による活動（以下、協定活動）は、農道管理や水路管理、農地法面点検、農作業の受託推進など農業生産活動に関する事項の割合が高く、また集落代表者のそれらに対する満足度合いも高いことがわかった。

協定活動の実施主体は、主に交付金の支払対象となる農地の所有者もしくは管理者であった。しかし、協定集落の役員が、かれらだけの作業では活動が困難と判断した場合や集落全体の運営を考慮した場合には、集落内組織（老人会、婦人会、青年会等）や集落外組織（農協、有限会社等）と協力して協定活動を行っている場合もあった。そして、それらの活動に必要な経費（賃借料、資材代、出役日当、光熱動力費など）は、交付金でまかなわれていた。

集落代表者が、これらの活動の結果、良くなったとした集落内部の変化を内容から大きく分けると、「あつまり、まとまり、意識改革、農地管理、担い手」の五つに分類された（表 1）。また、協定を締結するまでの経過や動機、集落代表者の選出理由等から活性化の条件は、「話合いの場、合意理由、まとめ役、実施体制、活動資金」の存在があげられた（表 2）。

4 まとめ

中山間地域直接支払制度に取組んだ集落住民は、これを契機に日頃より懸念されていた事に対して集落の共同作業により解決を図り、その結果、生活上の満足感や充実感を得ていた、と推測できる（図 1）。それは、市町村主催の制度説明会終了後に協定を締結するかどうかの判断を集落住民による話合いで決定し、協定締結を決めた集落では、協定活動を円滑に行うための役員会を既存組織（行政区、農事組合等）とは別に設置し、協定活動に必要な費用を制度交付金でまかないながら、協定活動に

より集落住民が日頃より問題視していた事項の解決を図ることができたこと、さらに、そのことが希薄となっていた住民交流の場の復活やお互いさま、集落ルールなどの再確認につながったことに起因する、と考えられる。

このように中山間地域の集落の活性化には、地域住民が潜在化している地域的課題とその解決法を、「話し合いの場、合意理由、まとめ役、実施体制、活動資金の存在」を条件に、住民同士の話し合いで発見し、集落独自の共同活動によって解決することでものの見方・考え方に変化

が表れ、生活の満足感や充実感につながるという行動の連鎖を生み出すことが必要となる(図2)。

この一連の連鎖を集落活性化モデルとした場合、従来の行政が、一方的に施策を具現化するために集落へ働きかける活動ではなく、個々の集落住民が自主的な思考と活動を通じて特定の目的を達成するワークショップのような行動ができる環境づくりをすることが重要になる、と考えられる。

表1 集落内部の変化(良くなった点)

変化の内容	回答数	分類
集落で話し合いができるようになった	12	あつまり
年や職業や集落の範囲を超えて話し合いができるようになった	4	
集まる機会が増えた	3	
共同作業が復活したり、新たに始めることができた	17	まとめ役
集落のルールが復活したり、新しく作ることができた	9	
共同作業や集落行事の参加率が良くなった	7	
機械の共同購入・共同利用ができた	5	意識改革
交付金をもらったことで参加者に責任感・自主性が出てきた	10	
耕作放棄地の復旧、利用について協力してくれた	8	
耕作放棄地、農道・水路の管理を意識して行うようになった	27	農地管理
管理作業が広範囲にやったり、丁寧にするようになった	6	
資格取得を支援し集落オペレーターの育成ができた	4	担い手
女性の活動が活発になった	2	

注: 集落代表者(50名)の聴取より作成

表2 活性化の条件

根拠	割合	条件
集落住民、農地所有者・耕作者間の話し合いにより協定を締結した集落の割合	(96%)	話し合いの場がある
「農地管理(草刈・清掃)の継続実施」が締結動機	(58%)	
「農機具の購入や水路の整備」が締結動機	(30%)	合意理由がある
役職(行政区、農事組合)が代表就任理由	(60%)	
積極的に発言、行動したことが代表就任理由	(12%)	まとめ役がいる
集落活動のための集落内組織がある	(100%)	
中山間地域等直接支払制度交付金を利用した集落活動	(96%)	実施体制がある
		活動資金がある

注: ()内は集落代表者(50名)の聴取調査で該当した割合

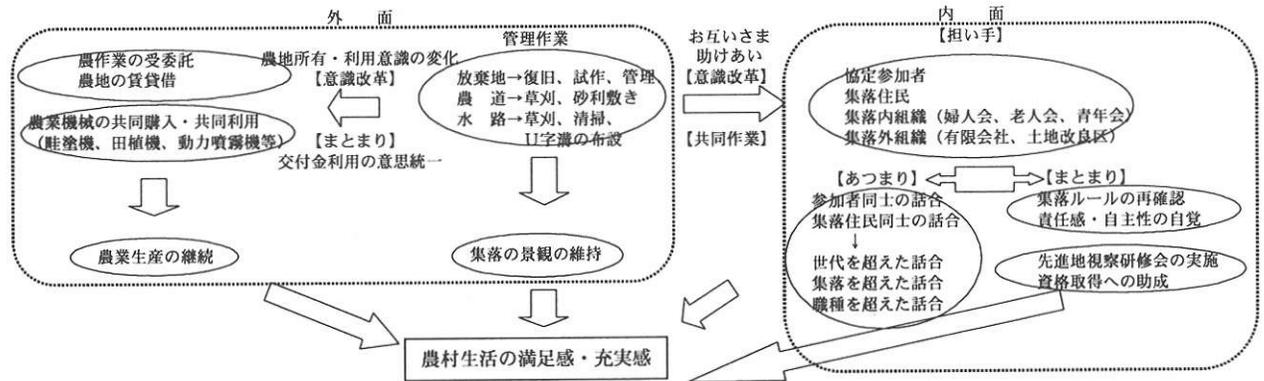


図1 活性化のフレームワーク

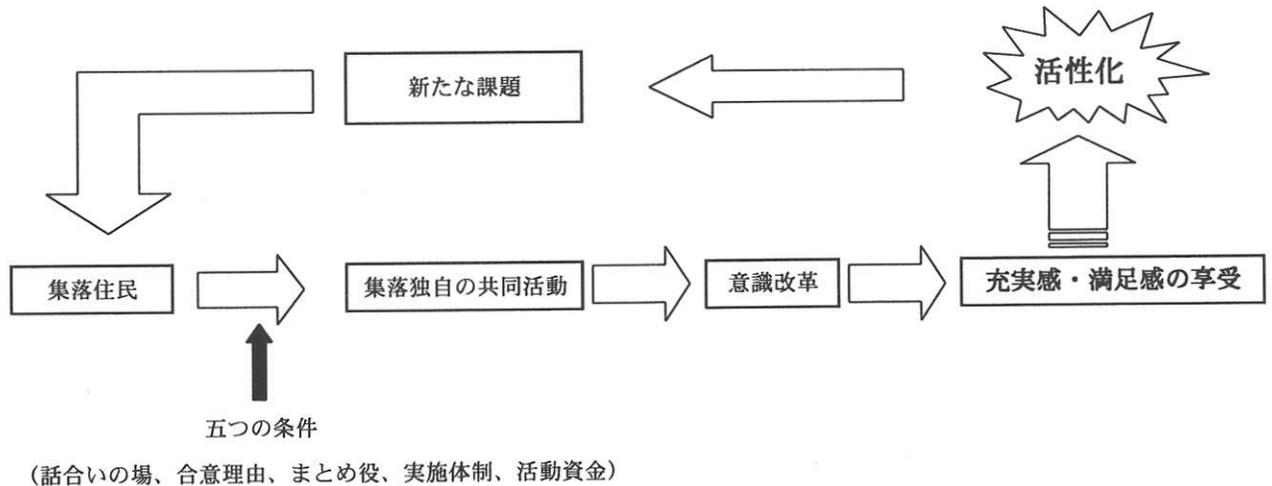


図2 集落活性化モデル